

(公 印 省 略)
答 申 第 1 5 7 号
令 和 5 年 9 月 4 日

兵庫県公安委員会
委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和5年4月13日付け兵公委発第496号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の警察署が保有する請求者に関する広聴処理票

第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、部分開示とした決定において、不開示とした部分のうち一部は開示すべきであるが、その余の部分を開示とした実施機関の判断は妥当である。

第2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求

令和4年10月3日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成8年条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 対象保有個人情報

本件開示請求の対象保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、以下の文書である。

- (1) 兵庫県生田警察署保有の広聴処理票（令和4年9月15日付け広聴受理番号生田署2022年第2327号）（以下「文書1」という。）
- (2) 兵庫県生田警察署保有の広聴処理票（令和4年9月20日付け広聴受理番号生田署2022年第2363号）（以下「文書2」という。）

3 実施機関の決定

令和4年10月17日、実施機関は、本件開示請求に対し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和4年12月16日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 審査請求書の補正

令和4年12月21日及び令和5年1月18日、兵庫県公安委員会は、本件審査請求の記載内容に不備があるとして、審査請求人に対し行政不服審査法第23条の規定により補正命令書を発出し、同月26日に審査請求人は兵庫県公安委員会に補正書

を提出した。

6 諮問

令和5年4月13日、兵庫県公安委員会は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、実施機関の弁明書に対する反論書、審議会に対する意見陳述申立書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、すべて開示すべきである。

2 本件審査請求の理由

一部開示のため、正確な情報が把握できず、すべて開示すべきである。

犯罪を犯している可能性があることについての記録があるべきはずが見当たらない。

審査請求人は、9月15日の相談記録の際に、犯罪の可能性があることから相手方に説明を求めていたことが多々あったのに、相談記録では、審査請求人の話の主旨に触れられておらず、犯罪の可能性があることに関しての記録が開示された部分には記載されていないので、不開示とされた部分に、その記録が残っているのではないかと思い、開示を求めている。

また、警察官等の個人情報に対しては、審査請求人が名前を覚えている警察官もいるし、概要が理解できるまで開示できると思われる。

情報を開示することで、捜査に影響があるとしても、審査請求人は、担当刑事から伝えられていることもあるので、開示できる情報があると思われるし、二つの相談記録において相手方の役職が変わるような記載をしている。司法、行政は審査請求人の言い分は聞かずに犯罪を犯した側を擁護するような真似をしており、不開示などありえないと思われるので、開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 保有個人情報記録された公文書の性質

対象保有個人情報が記録された公文書は、兵庫県警察広報広聴活動規程に基づいた様式で、同規程第36条の「警察相談を受理したときは、所要の措置を講じた上、総務部長が定める様式の広聴処理票により明らかにしておくこと。」との規定によって作成された公文書である。

2 不開示部分及び理由

本件対象保有個人情報の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示しないこととする理由は、次の(1)から(6)までのとおりである。

(1) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

警察官の氏名は、条例第16条第7号及び個人情報の保護に関する条例施行規則（平成18年3月24日兵庫県公安委員会規則第5号）第5条に定められた不開示情報に該当する。

(2) 処理に係る警察官の職員番号が記録された部分

警察官の職員番号とは、警察官を拝命した際に各個人へ与えられる番号のことで、公表・公開されておらず、職員本人を確認する手段の一つとしても用いられる。

このことから、職員番号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害する情報に該当するため、条例第16条第2号に該当する。

(3) 警察電話番号が記録された部分

警察電話番号とは、警察内での通告・連絡等を行うために敷設されている警察部内専用の内線電話番号のことで、公表・公開されていない。

このことから、警察電話番号を開示すれば、警察及び担当警察官の判断や措置等に不平不満を抱く関係者からの抗議電話が殺到するなどして、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号に該当する。

(4) 開示請求者以外の第三者の個人情報が記録された部分

開示請求者以外の第三者が識別される情報が記録されており、開示することにより、当該個人のプライバシーが侵害されるなど、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第16条第2号及び同条第7号に該当する。

(5) 事案に関する調査内容が記録された部分（開示請求者以外に係る個人情報）

事案に関する調査内容が記録された部分は、開示請求者以外の個人から得た

情報が記録されており、開示することにより、当該個人が特定され、又は当該個人のプライバシーが侵害されるなど開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第16条第2号に該当する。

また、第三者は秘密が厳守されることを前提として警察の聴取に応じるものであり、その具体的内容を開示すれば、警察に対する信頼が損なわれ、今後、県民が警察への相談を躊躇し、又は協力を拒むなど相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第7号に該当する。

(6) 事案に関する措置が記録された部分（開示請求者に係る個人情報）

事案に関する措置が記録された部分は、審査請求人から聴取した相談内容等を踏まえた警察内部及び担当警察官の具体的な検討経過や判断、措置等の記録である。

このことから、事案に関する措置を開示すれば、審査請求人をはじめとする関係者からの抗議や干渉等により、事案に係る事実調査、関係者からの事情聴取、調査等の結果を踏まえての適正な事案処理等が困難になり、警察業務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第7号に該当する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件対象保有個人情報の一部が条例第16条第2号及び第7号に該当するとして部分開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示されている部分に犯罪についての記録があるべきはずが見当たらないこと、また相手方や警察官の名前を覚えていることから、不開示部分を開示すべきであると主張し、本件不開示部分の開示を求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性

(1) 条例第16条第7号及び第2号について

ア 条例第16条第7号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、

開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ここでいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」については、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 条例第16条第2号は、第三者の個人情報を開示することにより、当該第三者の権利利益を損なうことを防止するために「開示請求者以外の者の正当な利益が害されると認められるもの」を不開示とすることとしたものである。

第三者の正当な利益が害されるかどうかは、開示請求者と第三者との関係や当該個人の個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものであり、具体的には、開示請求者が第三者の個人情報を知り得る立場にあることが明らかであると認められる場合は、第三者の正当な利益を害するとは認められないと解されている。

(2) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

当該部分は、警察官その他の公務員の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして公安委員会規則で定めるものに該当することから、審査請求人が知り得る部分があることにかかわらず、条例第16条第7号により不開示とすることが妥当である。

(3) 処理に係る警察官の職員番号が記録された部分

当該部分は、職員本人を確認する手段の一つとして用いる等のため、各職員に付されたものであり、開示することにより、当該職員の正当な利益を害するものであると認められることから、条例第16条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 警察電話番号が記録された部分

当該部分は、公表されておらず、開示することにより、警察及び担当警察官の判断や措置等に不平不満を抱く関係者からの抗議電話が殺到するなどして、通常業務における必要な連絡や、突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第16条第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 開示請求者以外の第三者の個人情報が記録された部分

当該部分については、開示することにより、開示請求者以外の第三者のプライバシーが侵害されるなど当該第三者の個人の権利利益を侵害するおそれがあること、また、当該第三者の個人情報について審査請求人が知り得る立場にあることが明らかであるとまでは言えないことから、条例第16条第2号により不開示とすることが妥当である。

(6) 事案に関する調査内容が記録された部分（開示請求者以外に係る個人情報）

当該部分は、審査請求人以外の第三者に関する聴取内容等である。当該部分において当該第三者は、秘密が厳守されることを当然の前提に聴取に応じるものであり、これらの情報が開示されると警察の聴取に応じる第三者からの警察に対する信頼が損なわれ、今後、県民が警察からの聴取への協力を拒むなど相談業務の適正な遂行に支障が生じることになることから、条例第16条第2号及び第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分については、開示することにより、開示請求者以外の第三者のプライバシーが侵害されるなど当該第三者の個人の権利利益を侵害するおそれがあること、また、当該第三者の個人情報について審査請求人が知り得る立場にあることが明らかであるとまでは言えないことから、条例第16条第2号により不開示とすることが妥当である。

(7) 事案に関する措置が記録された部分（開示請求者に係る個人情報）

審議会が見分したところ、当該部分は、審査請求人から聴取した相談内容等を踏まえた警察内部及び担当警察官の具体的な検討経過や判断、措置等が記録されている。一般に、相談業務は相談者からの申出を受けて、必要に応じて関係者からも事情を聴取し、聴取した内容により、警察官が中立・客観的な立場であっせんするような手法を用いて処理を行っていくものである。このことを鑑みると、当該相談内容に対する措置内容を明らかにすることになると、相談者やその関係者から不当な干渉がなされるなど、警察署の相談業務の適正な遂行に実質的な支障が生じ、条例第16条第7号に該当する部分があるという考え方ができる。

しかしながら、当該部分には、警察署員が、審査請求人の言動につき、それまでの一連の言動と異なる言動を取り始めたと判断したことを記録したとみられる記載がある。

確かに、審査請求人がそれまでの一連の言動と異なる言動を取り始めたと判断したことに関する記録については、警察官の具体的な判断に関する記録ではあるが、一連の言動と異なる言動を取り始めることは通常あり得ないことではなく、相談者やその関係者から不当な干渉がなされることは考えにくく、当該記録を開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に特に支障を及ぼす実質的なおそれがあるものとはいえず、条例第16条第7号に該当するとは認められないため、次に掲げる箇所については開示すべきである。

- ・ 文書1の3枚目1行目
- ・ 文書1の3枚目5行目

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、開示されている部分に犯罪についての記録があるべきはずが見当たらないことから、不開示部分を開示すべきであると主張している。条例第18条において、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報を開示することができるとする規定に照らして、当審議会において不開示部分を見分したところ、当該規定を適用して不開示部分を開示すべき部分は見当たらない。

また、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和5年4月13日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和5年7月28日 第1部会（第94回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審査請求人から意見聴取
令和5年8月28日 第1部会（第95回）	・ 審議
令和5年9月4日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 中 本 浩 一

委 員 西 片 和 代